水俣市上下水道事業公告第1号

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、水俣市契約事務規則(令和2年規則第12号)第3条の規定により公告する。

令和7年10月21日

水俣市(水俣市公共下水道事業) 代表者 水俣市長 髙 岡 利 治

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務番号 令和7年度下水第15号
- (2) 委託業務名 中央分区幹A-1号汚水幹線外改築実施設計業務
- (3) 履行場所 水俣市桜井町二丁目外 地内
- (4) 業務内容 管更生実施設計 (φ800未満) L=134.43m マンホール更生 (標準マンホール) 実施設計 N=4基
- (5) 履行期間 令和7年11月26日から令和8年3月13日
- (6) 入札予定年月日 令和7年11月20日
- (7) 予定価格 7,524,000円(消費税及び地方消費税額を除く。)
- (8) 入札方式 条件付一般競争入札(事前審査型)
- (9) 低入札基準価格 有
- (10) 入札保証金 免除
- (11) 契約保証金 請負代金額の10分の1以上
- (12) 企業形態 単体企業

2 競争入札参加資格

- (1) 令和7・8年度水俣市工事入札参加者資格(測量・建設コンサルタント等)の認定を受けている者であること。
- (2) 令和元年度(2019年度)以降、元請けとして完了した、当該業務と同様の履行実績を有すること。
- (3) 管理技術者として以下の資格のいずれかを有する者を配置できること。
 - ・技術士(上下水道部門「下水道」又は総合技術監理部門「下水道」)
 - ・シビルコンサルティングマネージャ(RCCM)(下水道部門)
- (4) 水俣市の指名停止等の措置要綱に基づく指名停止期間中の者でないこと。

3 提出書類

0 促出自热			
区分	提出書類・添付書類		
入札参加資格審査申請時	①入札参加資格審査申請書 ②令和元年度(2019年度)以降、元請けとして完了した、当該業務と同様 の履行実績を証明する書類(契約書の写し、その他業務を完了した経験を証 明する書類) ③配置予定技術者届		
質問書の受付時	質問書		
入札書提出時	入札書		

4 入札手続等

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等	
設計図書の交付	公告日から 令和7年11月20日まで	水俣市ホームページに掲載	
質問書の受付	公告日から 令和7年11月11日まで	随時受付。水俣市総務企画部財政課に 持参、郵送又はFAXすること	
質問に対する回答の閲覧	公告日から 令和7年11月20日まで	水俣市ホームページに随時掲載	
入札参加資格審査申請書 の受付	公告日から 令和7年10月31日正午まで	水俣市総務企画部財政課契約施設マネジメント室に持参すること。 受付は、午前9時から午後5時まで (ただし、正午から午後1時を除く。) ※土・日・祝日を除き、10月31日 は正午までとする。	
入札参加資格認定通知	令和7年11月7日頃	入札参加資格者に通知	
入札及び開札	令和7年11月20日 午前9時30分	水俣市役所3階・会議室C	
契約締結予定日	令和7年11月26日頃		

5 入札等担当部署

区分	担当部署		電話番号等	住所
入札担当	水俣市総務企画部財政課	TEL	0966-61-1605	〒867-8555
	契約施設マネジメント室	FAX	0966-62-0611	水俣市陣内1丁目1番1号
技術、監督担当	水俣市上下水道局下水道工	TEL	0966-61-1626	〒867-8555
	務係	FAX	0966-61-1221	水俣市陣内1丁目1番1号

6 その他

- (1) 入札参加者の行為等により入札の公正性に疑義が生じたときは入札を中止する。
- (2) この入札公告に示した入札参加条件を満たさない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約保証金は、請負代金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を 加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をも って落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ ず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札回数は1回とする。
- (6) 落札者を決定した日から7日以内に請負契約を締結するものとする。
- (7) 実際の業務において、配置予定技術者と異なる者を配置する場合は、申請時の配置予定技術者と同等の資格を有する者を配置すること。